

新型コロナウイルス・インフルエンザ発症から再登校までの流れ

1 のどの痛みや発熱・咳などの症状を発症

かかりつけ医に御相談ください。

2 医療機関受診

新型コロナウイルス・インフルエンザと診断されたら、医師の指示に従って安静にしてください。

3 学校に電話で報告

受診結果を学校に電話で報告し、学校窓口または本校ホームページからダウンロードにより、

「新型コロナウイルス・インフルエンザ経過観察表」を受け取ってください。

4 自宅にて安静・発熱の経過を記録

自宅で安静に過ごします。「新型コロナウイルス・インフルエンザ経過観察表」の「体温記録表」

に発症日を含め、家庭でお子さんの体温を1日2回（午前と午後に関らず）計測し、記入してください。

5 必要期間、自宅で休んだ後、新型コロナウイルス・インフルエンザ経過観察表を

持参して登校

登校基準を満たしているかを学校で「体温記録表」にて確認し、登校を許可します。

登校許可を得るために、医療機関等が発行する検査結果や治癒証明は必要ありません。

保護者の署名がある経過観察表を持参して登校します。

【出席停止期間の基準】 *発症日、症状軽快日、解熱日は0日とする

(1) 新型コロナウイルス感染症

「発症後5日を経過し、かつ、症状経過後1日を経過するまで」

*「症状が軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸症状が改善傾向にあること

(2) インフルエンザ

「発症後5日を経過し、かつ、症状軽快後2日を経過するまで」

*学校医またはその他の医師において、「感染の恐れはない」と認めた場合は登校可能

*解熱とは、体温が朝・夕ともに37.5度未満になっている状態

発症日…熱が出はじめた日や熱がなくても新型コロナウイルス感染症の諸症状が出はじめた日です。
発症後5日 …発症した日を0日として、そこから5日間(実質最短でも6日間)経過するまでとなります。
症状軽快後1日…症状軽快した日を0日とし、そこから1日間となります。